ご注意ください

ご注意ください

●ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した方へ

ワンストップ特例の申請をした方が、以下に該当する場合は特例が無効となります。 その際、寄付金の申告も合わせて、ご自身での確定申告または市・県民税申告が必要 になりますのでご注意ください。

- ▷確定申告書または市・県民税申告書の提出を要する者となったとき。
- ▷ふるさと納税先の自治体が5団体を超えたとき。
- ▶特例申請書に記載した氏名や住所に変更があり、ふるさと納税をした先に変更届出書を提出していないとき。



●医療費控除

1年間に支払った医療費から保険金などで補てんされる金額(※)を差し引いた額が次の①または②となる場合、控除の対象となります。

- ①総所得が200万円以上の方で、医療費が10万円を超える場合
- ②総所得が200万円未満の方で、医療費が総所得の5%を超える場合

控除される金額

支払った医療費

保険金などで補てんされる金額

10万円または 総所得の5%の いずれか少ない額

(※)保険金などで補てんされる金額とは、生命保険契約などの医療保険金や入院給付金、健康保険から支給される高額療養費、出産一時金、医療費の補てんを目的として支払われる損害賠償金などのことをいいます。

医療費控除の申告をする方は、医療費の領収書(コピー不可)と補てん金額のわかるもの(保険金や高額医療制度などの補てん金額のある方のみ)を用意の上、それぞれあらかじめ合計額を計算し、医療費の明細書を作成してお持ちください。

おむつ代の医療費控除には次の書類が必要です

- ▷初めて控除を受ける方…おむつの領収書と医師が証明する「おむつ使用証明書」
- ▶ 2年目以降で要介護認定を受けている方…おむつの領収書と高齢介護課が発行する「おむつ使用の確認書」

多治見税務署からのお知らせ

多治見税務署(多治見市白山町1-29-1/☎22-0101・自動音声によるご案内)

税理士による無料税務相談

期日 2月16日(木)~22日(水) ※土・日曜日を除く

時間 午前9時30分~正午、午後1時~4時

場所 文化プラザ・ルナホール

対象 次のいずれかに該当する方

- ①平成27年分の所得金額が300万円以下の方
- ②平成28年分の消費税の基準期間の課税売上高が3000万円以下で、かつ①に該当する方
- ③給与所得者および年金受給者の方

| |国税庁ホームページ |「確定申告書等作成コーナー」

作成した申告書などのデータは、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して自宅やオフィスなどから税務署に送信することができるほか、印刷して税務署に郵送などで提出することもできます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を申告・納付することとされています。還付申告の方を含め、申告する全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要です。ご注意ください。

our constitution of the main in the market of the contraction of the c

●マイナンバーについて

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、<u>今年から確定申告の手続きにはマイナンバーの記載をすることになり、下記の本人確認書類(の写し</u>※市の会場のみ)が必要となります。

また、扶養控除を適用される場合は、扶養する方(被扶養者)のマイナンバーがわかる書類をお持ちください。

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方



○マイナンバーカードだけで、本人確認 (番号確認と身元確認)が可能です。 ○ご自宅などからe-Taxで送信すれば、

▷ご自宅などからe-Taxで送信すれば、 本人確認書類の提示または写しの提出 が不要です。



マイナンバーキャラクター マイナちゃん

マイナンバーカードをお持ちでない方

番号確認書類

〈ご本人のマイナンバーを確認できる書類〉

▷通知カード

▶住民票の写しまたは住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限ります) などのうち、いずれか1つ



例) 通知カード

B

身元確認書類

〈記載したマイナンバーの持ち主である ことを確認できる書類〉

▷運転免許証 ▷公的医療保険の被保険者証

▷パスポート ▷身体障害者手帳

▷在留カード などのうち、いずれか1つ

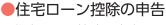
A、B 2 種類の書類の中から 1 つずつが必要になります。



年金所得者の申告

平成28年分の公的年金等の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の申告は不要です(所得税の還付を受けようとする方は除く)。

ただし、<u>医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など、年金の源泉徴収票に記載されていない所得控除を受ける場合は、市・県民税申告書を提出してください。</u>市・県民税申告書を提出しないと、年金の源泉徴収票に記載された控除しか受けられなくなるため、市・県民税や介護保険料が高額になることがあります。



住宅ローン控除の申告をされる方は、必ず期限内に確定申告をするようご注意ください。 市・県民税の納税通知書が送達されるまでに確定申告書を提出していないと、市・県民税 への控除が適用されません(年末調整で控除を受けている場合を除く)。





5 ● 2017.1.15 広報とき 2017.1.15 広報とき